

# 洲本市農業委員会 だより

NEWS

令和3年9月発行



遊休農地の解消に向け  
農地パトロールを実施！

令和3年8月20日に出発式を開催。  
今年は8月25日(水)～10月14日(木)の  
日程でパトロールを実施します。

## 農地パトロールについて

農業委員会では「地域の農地利用の確認」、  
「遊休農地の実態把握」と「発生防止・解消」、  
農地の違反転用発生防止・早期発見を目的に、  
農地パトロールを実施しています。

## 遊休農地とは

- ① 現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されない見込まれる農地
- ② その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地

## いつ誰が行うのか

8月から10月にかけて実施。緑色のキャップをした農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を見回ります。

## 遊休農地と確認したら

農地パトロールで、遊休農地と判断された農地の所有者などに対して、今後、農地をどのように利用するかの利用意向調査を行います。利用意向調査後、6カ月を過ぎても、農業上の利用が図られないときは、農地の所有者などへ農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。勧告された場合、その農地の固定資産税額が約1・8倍になる場合があります。

## 農地を所有している方へ

地域ぐるみで保全を図ったり、人・農地プランを策定し、新規就農者を募り、農地の有効利用を促進していくなどの対策をお願いします。

## 入って安心、農業者年金

### 農業者年金加入者の声

洲本市五色町広石で畜産を営む前田隆弘さんは約150頭の淡路牛を飼育している認定農業者です。家畜伝染病などの影響で将来についての漠然とした不安から農業者年金への加入を考えていました。そんな前田さんの背中を押したのは、昨年の10月に開催の農業者年金説明会です。

説明会で、終身年金制度、運用方法などの説明を受け、疑問が解消。安心の老後生活を考える加入されました。国民年金だけでなく、農業者年金にも加入したことで安心して淡路牛を育てられると笑顔で話されます。

農業者年金に興味や関心がある方は、農業委員会事務局までお気軽にお問合せください。



牛舎前でインタビューを受ける 前田夫妻

## 農地賃借料情報

令和2年4月から令和3年3月までに締結された市内の農地の賃貸借の賃借料(10ah)は、次のとおりです。

| 地域  | 平均額     | 最高額     | 最低額    | データ数 |
|-----|---------|---------|--------|------|
| 市全体 | 10,200円 | 45,600円 | 2,400円 | 40筆  |
| 洲本  | 9,400円  | 25,000円 | 2,400円 | 17筆  |
| 五色  | 10,800円 | 45,600円 | 3,000円 | 23筆  |

※農地の賃貸借契約をするときの目安になるよう地域の賃借料の実勢を平均額・最高額・最低額で表したもので、今後の賃借料を決めたものではありません。最終的には当事者間で協議し決定するようお願いいたします。

## 令和2年度 農地法申請等審議状況

令和2年4月～令和3年3月

|   | 件数  | 面積(ha) |
|---|-----|--------|
| 農地法3条許可申請(農地の権利移転・設定)                       | 58  | 7.38   |
| 農地法4条許可申請(農地転用)                             | 6   | 0.74   |
| 農地法5条許可申請(農地転用のための権利移転・設定)                  | 41  | 2.93   |
| 利用権設定申出(農地の貸し借り)                            | 211 | 62.3   |
| 非農地証明願                                      | 27  | 1.37   |
| 農地法施行規則第29条第1号の確認証明願<br>(200㎡未満の農業用施設用地の転用) | 2   | 0.03   |
| 農地法第3条の3の届出(相続等での農地の取得)                     | 24  | 12.7   |
| 農地及び採草放牧地の現況変更届                             | 0   | —      |



# 農地法第3条許可申請について

## ○農地法第3条申請とは

農地は大切な農業生産基盤であり、農地の所有移転・賃貸借の設定には、事前の農地法の手続きが必要で、農地を農地として売買・贈与・貸し借りをを行う場合は、洲本市農業委員会への許可が必要です。

## ○申請するにあたっての主な許可基準

- ・申請する農地以外に、所有する農地及び借りている農地の全てを効率的に利用し、耕作すること

- ・申請者が農作業に常時従事すること

- ・申請する農地を含め、取得後の経営面積が50アール（5000㎡）以上であること。

- ・取得後の耕作の事業内容が、申請する農地の周辺の農地利用に支障を及ぼさないこと

- ・譲受人が島内に在住する者であること

※詳しくは洲本市農業委員会事務局の窓口もしくはHPをご参照ください。

## 申請から許可書交付までの流れ

申請書の記入  
添付書類の用意



委員会事務局へ提出締切日は毎月5日  
(その日が休日の場合は、翌開庁日)



農業委員会（定例会は毎月22日）  
(その日が休日の場合は、直前の開庁日)



決定書の交付



農家の皆さん 読んでみませんか！

# 全国農業新聞

週刊

- 月4回金曜日発行
- 発行所:全国農業会議所

月額 **700円** (税込み)

購読申し込みは、農業委員会事務局まで  
お気軽にご連絡ください。

## 未来へつなぐ相続登記

農地を相続された方は、法務局での相続登記完了後、速やかに農業委員会への届出をお願いします。そのままにしておくと、農地の権利者がわからず農地の管理が時間とともに難しくなります。

- ◎相続する
- ◎相続登記をする（法務局へ）
- ◎届け出る（洲本市農業委員会へ）

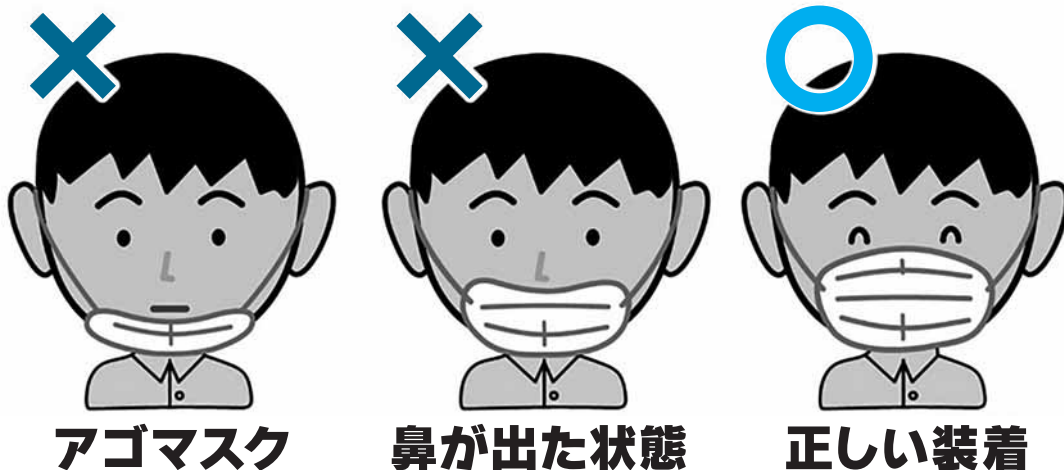
# 新型コロナウイルス の まん延防止 のお願い

現在、感染力・毒性の高い変異株が主流になりつつあるため、下記についてお願いします。

- 人と話す場合、必ずマスクを着用しましょう。
- 出荷等への入退場の際には、マスク着用の上手洗い・消毒をこまめに行いましょう。
- 会議や行事は必要性を検討し、開催する場合は、換気し、人と人との間隔をとるなど、「3つの密」を避け、できるだけ短時間で終わるようにしましょう。

- (1) **密閉空間** (換気の悪い密閉空間)
- (2) **密集場所** (多くの人が密集している場所)
- (3) **密接場面** (お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面)

## 【マスクの着用の徹底 ~普段からポケットに1枚~】



## 農業用軽油免税証の交付申請の際には、 耕作証明書の提出が必要です

軽油取引税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械（トラクターやコンバインなど）の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。

免税をご希望される方は、農業委員会が発行する耕作証明書（手数料300円）、印鑑及び農業用機械の販売証明書等を持参のうえ、洲本県税事務所 課税第2課にて申請してください。

初めての申請される方は、あらかじめ洲本県税事務所へお電話にてお問合せください。

お問合せ先 洲本県税事務所 ☎ 0799-26-2030

### 農業委員会では毎月

**5日** 申請等の提出締切日  
(その日が休日の場合は、翌開庁日)

**22日** 定例農業委員会開催日  
(その日が休日の場合は、直前の開庁日)

### 洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町3丁目4番10号  
洲本市役所 本庁舎3階 1番窓口  
TEL 0799-24-7628 (直通)

FAX 0799-25-3590

ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>  
メールアドレス [noui@city.sumoto.lg.jp](mailto:noui@city.sumoto.lg.jp)

